

平成 22 年 1 月 12 日 教育・情報室会議承認

平成 22 年 1 月 15 日 総長裁定

大阪大学学生支援ステーション設置要項

(設置)

第 1 条 大阪大学教育・情報室の下に、学生生活相談、進路相談及び障害学生支援（以下「学生支援等」という。）の体制を充実させ、学生の人間的な成長を総合的に支えるため、大阪大学学生支援ステーション（以下「学生支援ステーション」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 学生支援ステーションは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生生活上の悩み及び問題に関する相談への対応
- (2) 学生の進路・就職に関する相談への対応
- (3) 障害又は慢性疾患を有する学生に関する相談への対応及び支援
- (4) 学生支援等に関わる調査及び研究
- (5) 学生・教職員に対する学生支援等のための教育及び啓発
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学生支援等に関し必要な事項

(ユニット)

第 3 条 前条各号の業務を行うため、学生支援ステーションに次のユニットを置く。

学生生活相談ユニット

進路相談ユニット

障害学生支援ユニット

2 各ユニットは、業務を遂行するに当たり、他のユニットと密接な連携を図るものとする。

(学生支援ステーションの構成)

第 4 条 学生支援ステーションに、統括リーダー、サブリーダー及び各ユニット担当者を置く。

- 2 統括リーダーは、教育・情報室の室員のうちから教育・情報室長が指名する者をもって充てる。
- 3 統括リーダーは、学生支援ステーションの業務を統括する。
- 4 サブリーダーは、学生支援ステーションの各ユニット担当者のうちから統括リーダーが指名する者をもって充てる。
- 5 サブリーダーは、統括リーダーを補佐し、統括リーダーに支障のあるときは、その職務を代行する。
- 6 各ユニット担当者は、大阪大学の専任教員その他必要な職員で構成する。
- 7 各ユニット担当者は、統括リーダーの命に従い、学生支援ステーションの業務に従事

する。

(学生支援ステーション運営会議)

第5条 学生支援ステーションに、学生支援ステーションの業務等について審議するため、学生支援ステーション運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 学生支援ステーションに関する事務は、関係部局の協力を得て、学生部キャリア支援課で行う。

(プライバシー等の保護)

第7条 学生支援ステーション構成員及び運営会議の関係者は、相談及び支援に関係する者の人権及びプライバシーに十分配慮し、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、学生支援ステーションに関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成22年1月15日から施行する。
- 2 大阪大学障害学生支援室に関する内規（平成21年1月14日制定）は廃止する。